

平成 29 年 1 月 11 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 白川 真 殿

りそなアセットマネジメント株式会社
代表取締役 西山 明宏 ㊟

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成28年11月末現在

資本金の額 490,000,000円

発行可能株式総数 1,960,000株

発行済株式総数 1,960,000株

過去5年間における資本金の増減：該当事項はありません（平成27年8月3日設立）。

(2) 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会において選任され、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定します。また、取締役会は、取締役社長1名を選定し、必要に応じ、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を各若干名定めることができます。取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となります。社長に事故または欠員があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となります。

取締役会は、法令、定款等に定められた業務執行の重要事項を決定します。

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

委託会社では、以下P.D.C.Aサイクルにて投資運用の意思決定を行っています。

○PLAN：計画

- ・運用部は、運用基本方針や運用ガイドラインなどを策定し、運用委員会がその承認を行います。

○DO：実行

- ・ファンドマネージャーは、決定された運用基本方針等に基づいて運用計画を策定し、運用部長が承認します。
- ・ファンドマネージャーは、決定された運用計画に沿って運用指図を行いポートフォリオを構築し、ファンドの運用状況を管理します。
- ・運用部長は、ファンドが運用計画に沿って行われていることを確認します。

- ・売買発注の執行は、運用計画の策定等から組織的に分離された運用部トレーディンググループが、発注先証券会社等の選定ルール等に基づく最良執行を行うよう努めます。

○CHECK : 検証→ACTION : 改善

- ・法令等や運用ガイドラインの遵守状況等については、運用部門から独立した業務部がモニタリングを行います。その結果は、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告するとともにすみやかに運用部にフィードバックされ、ファンドの運用に反映されます。
- ・運用実績等については運用委員会が統括し、運用部に対する管理・指導を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。平成28年11月末日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	14	94,009
合計	14	94,009

3 【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるりそなアセットマネジメント株式会社（以下、「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
また、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
- (2) 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期事業年度（自平成27年8月3日至平成28年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受け、第2期事業年度に係る中間会計期間（自平成28年4月1日至平成28年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

		第1期
		(平成28年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
預金		687,592
前払費用		20,089
未収入金	※2	56,741
未収委託者報酬		16,253
未収還付消費税等		12,085
繰延税金資産		5,759
流動資産計		798,522
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	3,566
器具備品	※1	3,203
有形固定資産計		6,770
無形固定資産		
ソフトウェア		23,481
無形固定資産計		23,481
投資その他の資産		
差入敷金保証金		10,200
長期前払費用		4,416
繰延税金資産		1,392
投資その他の資産計		16,009
固定資産計		46,261
資産合計		844,783

(単位：千円)

第1期

(平成28年3月31日現在)

負債の部

流動負債

未払金

未払手数料 8,028

その他未払金 15,079

未払費用 12,543

未払法人税等 2,303

賞与引当金 20,683

流動負債計 58,638

負債合計 58,638

純資産の部

株主資本

資本金 490,000

資本剰余金

資本準備金 490,000

資本剰余金計 490,000

利益剰余金

その他利益剰余金

繰越利益剰余金 △193,854

利益剰余金計 △193,854

株主資本計 786,145

純資産合計 786,145

負債・純資産合計 844,783

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第1期
	(自 平成27年8月3日
	至 平成28年3月31日)
営業収益	
委託者報酬	15,708
営業収益計	15,708
営業費用	
支払手数料	7,576
広告宣伝費	23,483
調査費	
調査費	28,094
委託調査費	3,850
委託計算費	15,219
営業雑経費	
印刷費	3,450
協会費	845
販売促進費	923
その他	414
営業費用計	83,856
一般管理費	
給料	
役員報酬	18,266
給料・手当	76,336
賞与	2,360
賞与引当金繰入額	20,683
旅費交通費	425
租税公課	5,870
不動産賃借料	13,564
固定資産減価償却費	2,107
諸経費	49,785
一般管理費計	189,401
営業損失	257,549
営業外収益	
雑収益	0
営業外収益計	0
営業外費用	
投資有価証券償還損	29
営業外費用計	29
経常損失	257,579

税引前当期純損失	257,579
法人税、住民税及び事業税	△56,572
法人税等調整額	△7,152
法人税等計	△63,724
当期純損失	193,854

(3) 【株主資本等変動計算書】

第1期（自 平成27年8月3日 至 平成28年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
会社成立日残高	490,000	490,000	490,000	-	-	980,000	980,000
当期変動額							
当期純損失(△)				△193,854	△193,854	△193,854	△193,854
当期変動額合計	-	-	-	△193,854	△193,854	△193,854	△193,854
当期末残高	490,000	490,000	490,000	△193,854	△193,854	786,145	786,145

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年

器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）を採用しております。

2. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

当社は、株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

第1期 (平成28年3月31日現在)	
建物	303千円
器具備品	482千円

※2 関係会社に対する資産及び負債

第1期 (平成28年3月31日現在)	
流動資産	
未収入金	56,741千円

(注) 当該金額は、連結納税親会社から收受する金額であります。

(株主資本等変動計算書関係)

第1期(自平成27年8月3日至平成28年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	会社成立日	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,960,000	-	-	1,960,000

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社は、国の預金保護の対象となる決済性預金に預け入れ管理しております。

当社の未収入金は、連結納税親会社から收受する金額であります。

当社の営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に支払われる信託報酬の未払金額であります。当該信託財産は、受託者である信託銀行により適切に分別管理され、信託法により受託者の倒産の影響を受けません。そのため、当該金銭債権に関する信用リスクはありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第1期（平成28年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	687,592	687,592	—
未収入金	56,741	56,741	—
未収委託者報酬	16,253	16,253	—
資産計	760,587	760,587	—

金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

預金、未収入金、未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

第1期

（平成28年3月31日現在）

繰延税金資産	
賞与引当金	6,378千円
未払事業所税	103千円
未払事業税	555千円
未確定債務	512千円
減価償却超過額	1,748千円
繰越欠損金	13,723千円
繰延税金資産小計	23,021千円
評価性引当額	△15,868千円
繰延税金資産合計	7,152千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失のため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、従来の33.06%から、回収または支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.86%、平成30年4月1日以降のものについては30.62%にそれぞれ変更されております。この税率変更による繰延税

金資産及び法人税等調整額への影響は軽微であります。

(セグメント情報等)

第1期(自 平成27年8月3日 至 平成28年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、「資産運用業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客情報については、制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び主要株主(会社等に限る)等

第1期(自 平成27年8月3日 至 平成28年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	株式会社りそなホールディングス	東京都江東区	50,472	持株会社としての経営管理	(直接)100%	連結納税	連結法人税還付請求	56,741	未収入金	56,741

(2) 兄弟会社等

第1期(自 平成27年8月3日 至 平成28年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の 子会社	株式会社 りそな銀行	大阪市 中央区	279,928	銀行業務 及び信託 業務	—	建物転貸借 役員の兼任	敷金の差入	10,200	差入敷金 保証金	10,200

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 差入敷金保証金は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社りそなホールディングス(東京証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

	第1期 (自 平成27年8月3日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	401円09銭
1株当たり当期純損失金額	98円90銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	第1期 (自 平成27年8月3日 至 平成28年3月31日)
当期純損失(千円)	193,854
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純損失(千円)	193,854
普通株式の期中平均株式数(株)	1,960,000

(重要な後発事象)

第1期(自 平成27年8月3日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

		第2期中間会計期間
		(平成28年9月30日現在)
資産の部		
流動資産		
預金		597,524
前払費用		3,910
未収入金		40,845
未収消費税等	※2	3,633
未収委託者報酬		34,145
繰延税金資産		6,140
流動資産計		686,200
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	3,611
器具備品	※1	2,747
有形固定資産計		6,358
無形固定資産		
ソフトウェア		23,001
ソフトウェア仮勘定		19,440
無形固定資産計		42,441
投資その他の資産		
投資有価証券		7,370
差入敷金保証金		10,200
長期前払費用		3,916
繰延税金資産		1,404
投資その他の資産計		22,890
固定資産計		71,691
資産合計		757,891

(単位：千円)

第2期中間会計期間

(平成28年9月30日現在)

負債の部	
流動負債	
未払金	
未払手数料	16,474
その他未払金	47,014
未払費用	16,029
未払法人税等	3,063
賞与引当金	15,450
預り金	349
流動負債計	98,381
負債合計	98,381
純資産の部	
株主資本	
資本金	490,000
資本剰余金	
資本準備金	490,000
資本剰余金計	490,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	△320,015
利益剰余金計	△320,015
株主資本計	659,984
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△474
評価・換算差額等計	△474
純資産合計	659,510
負債・純資産合計	757,891

(2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	第2期中間会計期間	
	(自 平成28年4月1日	
	至 平成28年9月30日)	
営業収益		
委託者報酬		154,452
営業収益計		154,452
営業費用		
支払手数料		72,634
広告宣伝費		4,659
調査費		
調査費		43,322
委託調査費		35,537
委託計算費		24,398
営業雑経費		
印刷費		642
協会費		741
販売促進費		605
その他		2,704
営業費用計		185,246
一般管理費		
給料		
役員報酬		21,299
給料・手当		67,971
賞与引当金繰入額		12,988
旅費交通費		524
租税公課		3,020
不動産賃借料		8,029
固定資産減価償却費	※1	3,332
諸経費		19,228
一般管理費計		136,394
営業損失		167,188
営業外収益		
投資有価証券売却益		93
雑収益		16
営業外収益計		109
経常損失		167,079
税引前中間純損失		167,079
法人税、住民税及び事業税		△40,681
法人税等調整額		△236

法人税等計	<u>△40,918</u>
中間純損失	<u>126,160</u>

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

第2期中間会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

(単位:千円)

	株主資本					株主資本 合計	評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			その他 有価証券 評価差額金	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
当期首残高	490,000	490,000	490,000	△193,854	△193,854	786,145	-	786,145
当中間期変動額								
当中間純損失(△)				△126,160	△126,160	△126,160		△126,160
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)							△474	△474
当中間期変動額合計	-	-	-	△126,160	△126,160	△126,160	△474	△126,635
当中間期末残高	490,000	490,000	490,000	△320,015	△320,015	659,984	△474	659,510

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年

器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）を採用しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

当社は、株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 32 号 平成 28 年 6 月 17 日）を当中間会計期間に適用し、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 26 号平成 28 年 3 月 28 日）を当中間会計期間から適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

第 2 期中間会計期間 (平成 28 年 9 月 30 日現在)	
建物	546 千円
器具備品	938 千円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税は相殺のうえ、「未収消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額は、次のとおりであります。

有形固定資産	699 千円
無形固定資産	2,632 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 2 期中間会計期間（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	1,960,000	-	-	1,960,000

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第2期中間会計期間(平成28年9月30日現在)

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	597,524	597,524	—
(2) 未収入金	40,845	40,845	—
(3) 未収委託者報酬	34,145	34,145	—
資産計	672,514	672,514	—
(1) その他未払金	47,014	47,014	—
負債計	47,014	47,014	—

金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

- (1) 預金、(2) 未収入金、(3) 未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

- (1) その他未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(セグメント情報等)

第2期中間会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

1. セグメント情報

当社は、「資産運用業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

- (1) 製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

- (2) 地域ごとの情報

① 営業収益

国内籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

- (3) 主要な顧客ごとの情報

顧客情報については、制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	第2期中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
1株当たり純資産額	336円48銭
1株当たり中間純損失金額	64円36銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	第2期中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
中間純損失(千円)	126,160
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純損失(千円)	126,160
普通株式の期中平均株式数(株)	1,960,000

(重要な後発事象)

第2期中間会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

公開日 平成29年1月12日

作成基準日 平成28年12月7日

本店所在地 東京都江東区木場一丁目5番65号
お問い合わせ先 総務部

独立監査人の監査報告書

平成28年6月16日

りそなアセットマネジメント株式会社

取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 山田 信之 印

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 太田 健司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているりそなアセットマネジメント株式会社の平成27年8月3日から平成28年3月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそなアセットマネジメント株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※: 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成28年12月7日

りそなアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 山田 信之 印

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 太田 健司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているりそなアセットマネジメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第2期事業年度の中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、りそなアセットマネジメント株式会社の平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。